

尼崎市公営企業局公式ホームページ広告取扱要領

(目的)

第1条 この要領は、尼崎市公営企業局広告掲載要綱（以下「要綱」という。）第4条の規定に基づき、尼崎市公営企業局の公式ホームページ（要綱第2条第1号イに掲げる公営企業局の公式ホームページをいう。以下「ホームページ」という。）への広告掲載に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要領において使用する用語の意義は、要綱で使用する用語の例による。

(広告の種類)

第3条 ホームページに掲載する広告は、広告掲載の決定を受けた者（以下「広告主」という。）が指定するウェブサイトに移動することができるバナー広告（以下「広告」という。）とする。

(広告の掲載ページ、位置及び枠数)

第4条 広告を掲載するページ、広告の位置及び枠数は、広告掲載の募集の都度、ホームページを所管する課の長（以下「所管課長」という。）が別に定める。

(広告の掲載期間)

第5条 広告を掲載する期間は、原則として1か月単位とする。ただし複数月の広告掲載の申込みがあった場合、複数月の掲載を妨げない。

2 広告の掲載を開始する日（以下「掲載開始日」という。）は、当該広告を掲載する月の初日とする。

3 広告の掲載を終了する日（以下「掲載終了日」という。）は、当該広告を掲載する最終月の末日とする。

(広告掲載の募集)

第6条 広告掲載の募集は、ホームページへの掲載その他の方法により行うものとする。

(広告掲載の申し込み)

第7条 ホームページに広告を掲載しようとする者（以下「広告掲載希望者」という。）は、要綱、基準及びこの要領を確認し、了承の上で、尼崎市公営企業局公式ホームページ広告掲載申込書（第1号様式）に次に掲げる書類を添付して、持参又は郵送して尼崎市公営企業管理者（以下「管理者」という。）に提出しなければならない。

(1) 広告掲載希望者が法人その他の団体である場合にあっては、商業登記簿謄本又は主務官庁の発行した認可証若しくは許可証の写し

(2) 広告掲載希望者が個人である場合にあっては、住民票の写し

2 前項に規定する広告掲載の申し込みは、希望する広告掲載開始日の前々月15日までに行うものとする。ただし、広告掲載枠に空きがあり、希望する広告掲載開始日までに広告内容等の審査が可能であると所管課長が判断した場合は、この限りでない。

3 広告掲載の申込みは、希望する掲載期間中、広告掲載希望者1者につき1件とする。

(広告掲載の決定)

第8条 要綱第6条の規定に基づき、広告掲載の可否を決定したときは、その結果並びに掲載内容及び条件等について広告掲載希望者に尼崎市公営企業局公式ホームページ広

告掲載決定通知書（第2号様式）又は尼崎市公営企業局公式ホームページ広告不掲載決定通知書（第3号様式）により通知するものとする。

2 第4条に規定する枠数を超えて広告掲載の申し込みがあった場合は、次の各号に定める順序に従い広告掲載を判断する。ただし、同順位に複数のものがある場合は、広告掲載期間が長いものを優先して選定することができる。

- (1) 国、地方公共団体、公社、公益法人及びそれに類するもの
- (2) 尼崎市内に本社、本店又はそれに類する事業所等を有するもの
- (3) 尼崎市内に支社、支店又はそれに類する事業所等を有するもの
- (4) 前各号に規定する以外のもの

3 前項の規定によっても、広告掲載希望者が第4条に規定する枠数を超えるときは、抽選により決定する。

（広告掲載内容の承諾）

第9条 広告主は、尼崎公営企業局ホームページ広告掲載に関する承諾書（第4号様式）

（以下「承諾書」という。）を公営企業局が指定する期日までに管理者に提出し、承諾書が提出された時点で契約の成立とする。

（広告原稿の提出及び審査）

第10条 広告主は、広告原稿を所管課長が指定する期日までに、電子記録媒体又は電子メールにより、所管課長に提出するものとする。

2 広告原稿は、公営企業局の信用性及びホームページの本来の趣旨を損なわないよう、所管課長が審査を行うとともに、広告主と所管課長が必ず協議するものとする。

3 広告原稿は、広告主の責任及び負担で作成するものとする。

（広告原稿の差し替え）

第11条 広告主は、広告の掲載期間が複数月の場合は、1か月単位で当該広告原稿を差し替えることができる。

2 前項の規定により広告原稿を差し替えようとする場合は、希望する月の初日の10日前までに、尼崎市公営企業局公式ホームページ広告変更申込（届出）書（第5号様式）（以下「変更申込書」という。）に差し替え後の広告原稿を添えて所管課長に提出しなければならない。

3 広告主は、前項の規定により広告原稿を差し替えようとする場合は、所管課長とあらかじめ協議するものとし、前条の規定に準じて審査を受けるものとする。

（リンク先の変更）

第12条 広告主は、広告のリンク先を変更するときは、変更申込書により、変更予定日の10日前までに所管課長に届けなければならない。

（広告掲載の取り下げ）

第13条 広告主は、自己の都合により、広告掲載を取り下げることができる。この場合において、広告主は、その旨を書面で所管課長に申し出なければならない。

2 前項の規定により広告掲載を取り下げた場合は、納付済の広告掲載料は返還しない。

（広告掲載料）

第14条 広告掲載料については、類似広告の市場価格等を勘案し、広告掲載の募集の都度、所管課長が定めるものとする。

2 広告主は、広告掲載料を所管課長が指定する期日までに一括して納付するものとする。
ただし、所管課長が特別の理由があると認めた場合は、この限りでない。

(広告掲載料の返還)

第15条 既納の広告掲載料は返還しない。ただし、広告主の責めに帰さない事由により
広告が掲載できなかった場合は、広告を掲載できなかった月の広告掲載料を当該広告主
に返還する。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる事由により、管理者が公営企業局ホーム
ページの運営を一時停止した場合は、その広告掲載料を返還しないものとする。

(1) 機器等の保守又は工事を行う場合

(2) 天災その他の非常事態が発生した場合

3 第1項の規定により返還する広告掲載料に利子は付さない。

4 公営企業局は、広告が掲載できなかったことにより広告主に生ずるいかなる損害につ
いても、広告掲載料の返還以外の責めを負わないものとする。

(広告主の責務)

第16条 広告主は、広告内容及び掲載された広告に関する一切の責任を負うものとする。

2 広告主は、広告内容が第三者の権利を侵害するものではないこと及び広告内容に係る
財産権のすべてにつき権利処理が完了していることを公営企業局に対して保証するも
のとする。

3 第三者から、広告に関連して損害を被ったという請求がなされた場合は、広告主の責
任及び負担において解決することとする。

(権利譲渡の禁止)

第17条 広告主は、ホームページに広告を掲載する権利を、第三者に譲渡し又は継承さ
せてはならない。

(裁判管轄)

第18条 この要領に定める広告掲載に関する訴訟の提起等は、尼崎市の所在地を管轄す
る裁判所において行うものとする。

(補則)

第19条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

付 則

この要領は、平成24年4月1日から施行する。

付 則

この要領は、平成30年4月1日から施行する。

付 則

この要領は、令和6年1月25日から施行する。